

株式会社ココナラ  
定款

平成 24年	1月 4日	設立
平成 24年	4月 14日	訂改
平成 24年	11月 1日	訂改
平成 25年	7月 18日	訂改
平成 26年	6月 9日	訂改
平成 27年	8月 27日	訂改
平成 27年	11月 13日	訂改
平成 29年	1月 10日	訂改
平成 29年	3月 17日	訂改
平成 29年	6月 12日	訂改
平成 29年	11月 29日	訂改
平成 30年	10月 25日	訂改
令和 元年	6月 28日	訂改
令和 2年	8月 31日	訂改
令和 2年	11月 24日	訂改
令和 3年	11月 25日	訂改

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社ココナラ と称する。英文では、coconala Inc. と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) インターネット接続サービス業
- (2) インターネット情報提供サービス業
- (3) インターネット接続サービス・情報提供サービスに係わるシステム・ソフトウェア開発及び販売業
- (4) インターネットを使った通信販売業
- (5) インターネットホームページの企画、制作・制作受託・運用管理業
- (6) インターネットコンテンツの制作の受託
- (7) 各種マーケティング・小売業務の遂行
- (8) 電子商取引に関する企画および調査
- (9) 広告、宣伝に関する企画、制作および広告代理店業
- (10) インターネットメディアの売買及び運用
- (11) 出版業
- (12) 集金の代行業務
- (13) 経営コンサルティング業
- (14) 投資コンサルティング業
- (15) 求人・採用活動に関する広告、宣伝
- (16) イベントの企画、開催
- (17) 前各号（ただし、コンサルティング業務を個別に定めている場合を除く）に関するコンサルティング業務
- (18) 上記各号に付帯する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役ほか、次の機関を置く。

- 1.取締役会
- 2.監査役
- 3.監査役会
- 4.会計監査人

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、7126万8000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿に作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 11 月末までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、8 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長各 1 名を定め、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し議長となる。

2. 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

（員数）

第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

（選任方法）

第 30 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当)

第38条 剰余金の配当は、毎年8月31日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第39条 当会社は、取締役会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上